

第 68 回岩手県民体育大会開催要項総則

I 総 則

1 総 則

県民体育大会は、県民総参加によるスポーツを振興し、県民の健康増進と体力の向上を図り、明るく豊かな郷土づくりに資することを目的とする。

2 主 催 (予定)

岩手県 岩手県教育委員会

公益財団法人岩手県体育協会

会場地各市町村 会場地各市町村教育委員会 会場地各体育協会

3 後 援

文部科学省・公益財団法人日本体育協会

4 実施競技(種別) 期日、会場

NO	競技名	期 日	男	女	会 場
1	陸上競技	7/8～10	○	○	北上市：北上総合運動公園陸上競技場
2	水泳	8/7	○	○	花巻市：花巻市民プール
3	サッカー	7/2・3	○		1部一関市：千厩多目的グラウンドサッカー場、駒場交流公園サッカー場
					2部紫波町：岩手県フットボールセンター
4	テニス	7/2・3	○	○	盛岡市：県営運動公園テニスコート
5	ボート	7/1～3	○	○	花巻市：田瀬湖ボートコース
6	ボクシング	7/9・10	○		釜石市：釜石高校第1体育館
7	バレーボール	7/9・10	○	○	滝沢市：滝沢市総合公園体育館、 滝沢市東部体育館、盛岡大学体育館 他
					盛岡市：盛岡市体育館 他
8	体操	5/28～29	○	○	盛岡市：盛岡市アイスアリーナ
	新体操	5/27～28			
9	バスケットボール	7/2・3	○	○	久慈市：久慈市民体育館、久慈東高校体育館
10	レスリング	7/10	○		宮古市：宮古商業高校第一体育館
11	セーリング	7/23・24	○	○	宮古市：リアスハーバー宮古、宮古市磯鶏沖
12	ウエイトリフティング	7/9	○		奥州市：江刺中央体育館
13	ハンドボール	7/9・10	○	○	花巻市：花巻市総合体育館
14	自転車	6/26	○	○	紫波町：紫波自転車競技場
15	ソフトテニス	6/26	○	○	北上市：和賀川グリーンパークテニスコート
16	卓球	7/2・3	○	○	花巻市：花巻市総合体育館
17	軟式野球	5/28	○		盛岡市：県営野球場・盛岡市市場・渋民運動公園

		29, 6/4			野球場 滝沢市：滝沢総合公園野球場
18	相撲	7/10	○		盛岡市：県営武道館相撲場
19	馬術	実施しない			
20	柔道	7/10	○	○	久慈市：久慈市民体育館
21	ソフトボール	7/2・3	○	○	花巻市：石鳥谷ふれあい運動公園 (7/2・3 男 AC 女 AC 7/9・10 男 BDE 女 B)
		7/9・10			
22	バドミントン	6/11・12	○	○	北上市：北上市総合体育館
23	弓道	7/10	○	○	奥州市：水沢弓道場
24	クレール射撃	7/3		○	花巻市：花巻市クレール射撃場
25	ライフル射撃	7/2・3	○	○	八幡平市：7/2・3 田山射撃場・旧中学校特設会場
26	剣道	7/3	○	○	二戸市：二戸市総合スポーツセンター
27	ラグビーフットボール	7/23・24	○		八幡平市：八幡平市鬼清水球技場
28	山岳	6/25・26	○	○	盛岡市：岩手県営運動公園登はん競技場、屋内登はん競技場
29	フェンシング	7/2・3	○	○	一関市：一関市産業教養文化体育施設 (I ドーム)
30	銃剣道	7/3	○		滝沢市：滝沢市東部体育館
31	アーチェリー	7/3	○	○	ターゲット競技：雫石町：総合運動公園陸上競技場
		7/10			フィールド競技：八幡平市：いこいの村岩手特設会場
32	空手道	6/12	○	○	盛岡市：岩手県営武道館大道場
33	カヌー	6/5	○	○	奥州市：胆沢川特設カヌー競技場(スラローム、ワイルドウォーター)
		6/5	○	○	盛岡市：御所湖広域公園漕艇場(スプリント)
34	なぎなた	6/4		○	盛岡市：盛岡体育館
35	ボウリング	7/2・3	○	○	盛岡市：ビッグハウススーパーレーン
36	ゲートボール	6/25・26		○	花巻市：日居城野陸上競技場
37	ホッケー	5/29	○	○	岩手町：岩手町ホッケー場
38	ゴルフ	6/27	○		金ヶ崎町：栗駒ゴルフクラブ

5 競技方法

- (1) 競技方法については、それぞれの競技別実施要項に示すとおりとする。ただし、種目・種別を拡大する場合は、次の事項に定めるところによる。
 - ア 新たに会期延長、分離開催がないものとする。
 - イ 土日及び祝日の競技日とする。
 - ウ スポーツ少年団の部を実施する場合は、「岩手県スポーツ少年団」への登録チーム（小学生のみで編成されるチーム）とし、新たに予選会等の実施を行わないものとする。（輪番による地域指定制や希望参加制、または既存の大会を予選に充てる等すること。）また、参加料を徴収しないものとする。
- (2) 東北総合体育大会（以下「東北総体」とする。）、国民体育大会（以下「国体」とする。）予選を兼ねて実施することができる。その場合は、「国体要項」に準じるものとする。

6 参加資格

- (1) 岩手県民（ただし、原則として小中高校生を除く）であること。
- (2) 参加競技は各季別に1人1競技に限ること。
- (3) 参加する選手の年齢基準は、平成10年4月1日以前に生まれたものとする。
- (4) 年齢を区分している各種別（部）へ参加する者の年齢計算は、平成28年4月1日を基準とすること。
- (5) その他は各競技別実施要項に定めた参加資格とすること。
- (6) 東北総体・国体予選会を兼ねる場合は、国体実施要項総則の5に示された参加資格とすること。

7 表彰

- (1) 各競技の総合成績の1位から3位までに賞状を授与する。
- (2) 各競技の各種別（部）及び各種目の1位から3位までに賞状を授与する。

8 予選会

- (1) 各市町村における予選については、当該市町村体育協会で作成し、決められた期日までに終了すること。
- (2) 地区予選を実施する競技にあつては、関係市町村体育協会間で、担当市町村を決め、実施要項を作成し、決められた期日までに終了すること。

9 参加申込

- (1) 参加申込責任者は市町村体育協会会長とする。
- (2) 参加申込期限は、6月3日（金）必着とする。ただし、上記期日以外に申込みを要する競技団体にあつては、各競技別実施要項に定めるものとする。
- (3) 参加申込み方法
 - ア 「競技種目申込書」は競技団体あてに申し込むこと。
 - イ 「競技別参加人員・参加料一覧表（振込金受領証の写しを裏面に貼付すること。）」は、県体育協会あてに申し込むこと。
 - ウ 申込期限が設定されている競技の一覧表は、最終競技種目申込み（最終版）の際に朱書きにて加筆し、再提出すること。（統一申込日（6月3日（金））と最終競技種目申込み時に提出すること。）
 - エ 送付先は、公益財団法人岩手県体育協会とする。

【(公財) 岩手県体育協会】

020-0133 盛岡市青山四丁目13番30号 (TEL 019-648-0400)

10 参加料

- (1) 参加料は、選手・監督・コーチ各々1人につき、800円とする。
- (2) 参加料は、別紙「振込取扱票」により、申込期限までに納入すること。
- (3) 県体協へ提出の「参加料一覧表」の裏面には、振込金受領証の写しを添付すること。
- (4) 申し込み期限が設定されている競技にあつては、最終競技種目申し込み（最終版）と同時に納入のこと。
- (5) 参加料振込先
『ゆうちょ銀行 口座記号[0 2 2 7 0 - 3] 口座番号[5 8 7 3 1]
公益財団法人 岩手県体育協会』 *振込手数料は、振込者でご負担ください。

11 宿泊料金等

- (1) 選手及び各種別の監督・役員の宿泊料金（1泊2食付）は、6,804円とする。
- (2) 選手及び各種別の監督・役員の昼食料金（1食）は、648円とする。
- (3) 宿泊申し込みは、別紙様式により、選手及び各種別の監督・役員1人につき2,000円を添えて、特に競技別実施要項に定めるもののほか、宿泊予定日の10日前必着で申し込むこと。なお、岩手県旅館ホテル生活衛生共同業組合との平成28年度各種スポーツ大会の宿泊に対する取決め事項を参照すること。
- (4) 宿泊申し込み先は、別表宿泊申し込み先一覧によること。

12 抽選・組合せ

各競技別実施要項によるほか、各競技団体で抽選を行い、組み合わせを決めること。

13 代表者会議

全体の代表者会議は開催しない。

14 開閉会式

総合の開会式、閉会式は行わない。

15 その他

大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

第68回 岩手県民体育大会 宿泊申込先一覧

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合
〒020-0021 盛岡市中央通3-14-31

電話 019-622-7214
FAX 019-622-7226

支部名	名 称	申 込 先 住 所		電 話 F A X
盛 岡	旅館ホテル組合 盛岡支部	020-0025	盛岡市大沢川原3-1-2 (浴友会館2階)	019-622-1837 FAX 622-1814
つ な ぎ	旅館ホテル組合 つなぎ支部	020-0055	盛岡市繫字湯の館121-1 (つなぎ温泉観光協会 内)	019-689-2109 FAX 689-2391
鶯 宿	旅館ホテル組合 鶯宿支部	020-0574	岩手郡雫石町鶯宿6-25-20 (鶯宿温泉観光協会 内)	019-695-2209 FAX 695-2549
岩 手	旅館ホテル組合 岩手支部	028-7302	八幡平市松尾寄木1-590-303 八幡平温泉郷(アルプ八幡平 内)	0195-78-2765 FAX 78-2788
花 巻	旅館ホテル組合 花巻支部	025-0304	花巻市湯本1-125 (花巻温泉株式会社 内)	0198-37-2243 FAX 27-3081
北 上	旅館ホテル組合 北上支部	024-0061	北上市大通り2-2-11 (北上パークホテル 内)	0197-65-2323 FAX 65-6224
湯 田	旅館ホテル組合 湯田支部	029-5512	和賀郡西和賀町川尻40-73-11 (湯夢プラザ 内)	0197-81-1135 FAX 81-1136
奥 州	旅館ホテル組合 奥州支部	023-0818	奥州市水沢区東町4 (水沢サンパレスホテル 内)	0197-25-4311 FAX 22-3590
一 関	旅館ホテル組合 一関支部	021-0101	西磐井郡平泉町平泉字大沢15 (平泉ホテル武蔵坊 内)	0191-46-2241 FAX 46-5339
東 磐 井	旅館ホテル組合 東磐井支部	029-0803	一関市東山町長坂字町436 (ひがしやま 観光ホテル 内)	0191-52-2304 FAX 48-5432
陸前高田	旅館ホテル組合 陸前高田支部	029-2311	気仙郡住田町世田米字世田米駅6 8 (高橋旅館 内)	0192-46-3018 FAX 46-2890
大 船 渡	旅館ホテル組合 大船渡支部	022-0002	大船渡市大船渡町茶屋前34-5 (大船渡プラザホテル 内)	0192-26-3131 FAX 27-8077
遠 野	旅館ホテル組合 遠野支部	028-0527	遠野市大工町2-34 (民宿りんどう 内)	0198-62-5726 FAX 62-4636
釜 石	旅館ホテル組合 釜石支部	026-0046	釜石市桜木町1-2-9 (及川旅館内)	0193-23-5474 FAX 23-8557
宮 古	旅館ホテル組合 宮古支部	027-0052	宮古市宮町1-1-80 (宮古観光案内所 内)	0193-62-4060 FAX 62-7030
岩 泉	旅館ホテル組合 岩泉支部	027-0501	下閉伊郡岩泉町岩泉字神成1-1龍泉洞観 光センター2階 (岩泉町観光協会 内)	0194-22-4755 FAX 22-4911
久 慈	旅館ホテル組合 久慈支部	028-0061	久慈市中央3-2 (久慈ステーションホテル 内)	0194-53-5281 FAX 52-0220
金 田 一	旅館ホテル組合 金田一支部	028-5711	二戸市金田一字大沼24-6 (金田一温泉観光案内所 内)	0195-27-2540 FAX 27-2540

※ 27年度より、二戸支部は、廃止になりました。

日本体育協会スポーツ憲章

この憲章は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という。）の目的とする国民スポーツの推進を図るため、スポーツ精神や21世紀におけるスポーツの使命等、スポーツが有する意義や価値を明確にするとともに、本会と加盟団体（準加盟団体を含む、以下「加盟団体」という。）が「スポーツ立国の実現」に向け、一体的に取り組むための基本的な考え方を示したものである。

第1条 スポーツの意義と価値

スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。さらに、スポーツは、人々が自主的、自発的に行うことを通じて、望ましい社会の実現に貢献するという社会的価値を有する。

第2条 スポーツ精神

スポーツ精神とは、自らスポーツを行うことに意義と価値を認め、常に品位と名誉を重んじ、スポーツの競技規則、スポーツマンシップやフェアプレーなどのスポーツ規範に基づき、生涯を通じて自己の能力・適性等に応じて、主体的かつ継続的にスポーツの楽しさや喜びを味わうことである。

第3条 スポーツの使命

スポーツは、人々のライフスタイルに様々な影響を与え、人生をより豊かに充実させる。さらに、スポーツは、人々がスポーツ文化を豊かに享受することによって、次の各号に定める21世紀のグローバルな課題の解決に寄与し、望ましい社会の実現に貢献するという新たな使命を有している。

- (1) スポーツを通して人と人の絆が培われ、人々が共に地域に生きる喜びを広げ、人種、思想、信条等を超えて公正で福祉豊かな地域生活を創造すること。
- (2) スポーツによる身体的諸能力の洗練を通じ、環境や他者への理解を深め、自然と文明の融和の下、環境と共生する持続可能なライフスタイルを創造すること。
- (3) 相互尊敬を基調とするスポーツにおけるフェアプレーの精神を広め深めることを通じて、平和と友好に満ちた世界を構築すること。

第4条 基本的権利としてのスポーツ

スポーツは、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が自由に楽しむ文化であり、スポーツを楽しむことは、全ての人々の基本的な権利である。そして、その権利の実現のためには、誰もがスポーツに親しめる機会として、「する」、「みる」、「支える（育てる）」等の多様な関わり方が可能となり、また、適切なスポーツ指導能力を持つ有資格者の指導が受けられるよう配慮されなければならない。

第5条 スポーツの公平性及び公正性の確保

スポーツにおいては、フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。

- (1) 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント又は人種、性別、障がいの有無などによる差別等の行為
- (2) ドーピングや勝敗に関わる不正な操作等の不正行為

第6条 スポーツに関わる者の心得

スポーツに関わる者は、スポーツ精神及びスポーツの使命を十分に認識し、スポーツを後世に伝え継ぐ役割を担い、それぞれの立場に応じて、前条に規定するもののほか、特に次の各号に定める事項に配慮しなければならない。

- (1) スポーツを行う者（以下「プレーヤー」という。）は、スポーツを愛し、楽しむために、自発的に行うとともに、常に相手を尊重し、スポーツ精神に基づいて自らの行動に最善を尽くさなければならない。
- (2) スポーツ指導者等（大会役員、審判員、スタッフ等を含む）は、スポーツが全ての人々の基本的な権利であることを理解するとともに、常にプレーヤーズファーストを念頭にプレーヤーを導き、サポートする役割を有していることを認識し、スポーツ指導者等の持つ影響力を自覚して行動しなければならない。
- (3) 本会及び加盟団体の役職員は、団体の公益性と社会的責任を認識し、常に品位と名誉を重んじ、プレーヤーやスポーツ指導者等の模範となるよう行動しなければならない。

第7条 本会及び加盟団体の使命・役割

本会及び加盟団体は、高い公益性が求められ、大きな社会的責任があることに鑑み、法令及び本会諸規程等を厳守するとともに、第4条及び第5条に規定するもののほか、次の各号に定める事項に自主的かつ自律的に取り組まなければならない。

- (1) スポーツの使命の実現を目指して、スポーツの普及・推進及び競技力の向上に努めること。
- (2) 適正な組織運営・経営を行い、情報公開など透明性を確保し、ガバナンスの強化を図ること。
- (3) プレーヤーの権利・利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及及び発展に努めること。
- (4) スポーツの推進に当たり、組織運営、登録競技者及びスポーツ指導者等に関して必要となる諸規程、基準、規則等の整備を図ること。
- (5) スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めること。

第8条 本憲章の適用

この憲章は、本会及び加盟団体に対して適用されるものである。

附則1

この憲章は、「アマチュア・スポーツのあり方」及び「日本体育協会アマチュア規定（昭和22年4月2日施行、昭和32年12月4日第1次改正、昭和46年1月1日第2次改正）をもとに改正し、昭和61年5月7日から施行する。

附則2

1. この憲章は、平成20年9月10日から施行する。
2. 但し、平成20年9月10日施行以前の「日本体育協会スポーツ憲章」の内容を特に必要とする団体については、第2条に次の事項を含めることができるものとする。
 - スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない。
 - スポーツによって得た名声を、自ら利用しない。

附則3

この憲章は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附則4

1. この憲章は、平成27年3月11日から施行する。
2. 平成20年9月10日施行前の「日本体育協会スポーツ憲章」の内容を特に必要とする団体については、第6条第1号に規定するところに次の事項を含めることができるものとする。
 - 自らの物質的利益のためにスポーツを利用しない。
 - 自らの名声のためにスポーツを利用しない。
3. 第7条第4号に規定する諸規程等の内、「競技者規程作成のためのガイドライン」を別表に示す。